平成２６年（フ）第１４２８号
東京都江戸川区南葛西４丁目11―19―706
債務者　稲葉　信一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４３７号
東京都葛飾区東立石４丁目29―７―302
債務者　荒川　美香（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４３８号
東京都板橋区上板橋１丁目８―12―101
債務者　加藤　結加
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０号
岡山市南区大福1303番地７　河村健司方、旧住所岡山県倉敷市水島相生町14番14号フォブールメールＢ―102号
債務者　洪　千賀子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０３３号
東京都江東区北砂２丁目９―16―502
債務者　谷平　香織（旧姓柿崎）
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２４４号
東京都練馬区練馬１丁目37―６―305
債務者　和島　健一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２１号
東京都葛飾区奥戸８丁目２―９―203
債務者　野溝　郁代
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２号
東京都八王子市久保山町１丁目35番地４クボヤマハイツ１号棟206号
債務者　西　誠一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１５４号
長崎県佐世保市今福町９番28号、旧住所長崎県佐世保市日野町899番地５
債務者　中山　一郎
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
長崎県佐世保市広田３丁目31番８号、旧住所長崎県佐世保市権常寺町893番地27　富士ハイツ103号
債務者　山崎　正義
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
長崎県佐世保市小野町50番地１　アメニティハイツ202、旧住所長崎県佐世保市小野町70番地４　プリンセス１―102号
債務者　原田　直美（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
長崎県佐世保市高梨町21番31号　縁ビル301、旧住所長崎県佐世保市小佐世保町25番29号
債務者　木村　美香
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
長崎県西海市西海町太田和郷1021番地、旧住所長崎県西海市西海町太田和郷913番地１
債務者　澤田　　静
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
長崎県佐世保市須田尾町377番地２　菊池方
債務者　石松　俊次
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
長崎県佐世保市須田尾町377番地２　菊池方
債務者　石松恵理子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係